

※既に最新の告示運賃で届出済の方はこちらの様式を使用。

参考例

様式1

事業者番号

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

近畿運輸局長 殿

住 所 大阪市城東区鳴野西○-○-○

事業者名 ○○○運送株式会社

代表者名 ○○ ○○

印

電話番号 000-0000-0000

運賃料金変更届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を変更したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

氏名又は名称 大阪市城東区鳴野西○-○-○

住 所 ○○○運送株式会社

代 表 者 名 ○○ ○○

2. 事業の種別（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業の別）

一般貨物自動車運送事業

3. 変更した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

4. 変更した運賃及び料金の種類（積合、貸切又は引越等の別）、額及び適用方法

種 類

運賃及び料金の額

別添のとおり

適 用 方 法

※標準運賃(告示)における海上コンテナ輸送の割増率の追加

5. 実施年月日

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日より実施

6. 変更を必要とした理由

※標準運賃(告示)における海上コンテナ輸送の割増率の追加

参考例

○運賃割増率

1. 品目別割増

項目	内訳	割増率
易 損 品	1. レントゲン機械，電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮，みこし，仏壇，神仏像 3. ピアノ，その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	●割以上の臨時の約束による。
危 険 品	1. 高圧ガス保安法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	●割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については，●割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	●割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物，生きた動物，鮮魚介類	●割
	2. 屍 体	●割
汚 わ い 品	生さなぎ，骨の類，ぼうこう，あま皮，うるこ，内臓，塵芥等の廃棄物，し尿	●割
貴重品，高価品	貨幣，証券類，貴金属その他高価品で標準貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	●割以上の臨時の約束による。

2. 特大品割増

1 個の長さが荷台の長さとその長さの 1 割を加えたもの，重量 1 トン又は容積 5 立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが 3.8メートル以上又は長さが 12メートル以上となるもの。	●割以上の臨時の約束による。
--	----------------

3. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所 ならびに自動車道以外の場所に限る。	●割
---	----

4. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日	●割
	至 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日	●割
岩手県のうち,北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち,会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち,高山市・大野郡・下呂市・郡上市		

5. 地区割増料

地域	車種別			
	小型車	中型車	大型車	トレーラー
東京都特別区、大阪市	●円	●円	●円	●円
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市	●円	●円	●円	●円

※小型車は「2t車まで」、中型車は「6t車まで」、大型車は「14t車まで」、トレーラーは「20t車まで」の各「上限値・下限値（H11年）の平均値」を算出

○積込料及び取卸料

	上限	下限
●時間ごとに	●円	●円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員1人あたりの料金

○ I. 距離制運賃料金適用方 9. 特殊車両割増の別表

※告示に規定される冷蔵・冷凍車両以外の特殊車両に係る割増率は、下表のとおりとします。

特 殊 車 両	割増率
ダンプ車両	●割
タンク車両	●割
海上コンテナ車両	4割
積載型トラッククレーン車両（ユニック車両等）	●割
塵芥車両	●割

※海上コンテナのみの場合は、他を消してください。